

議案第61号関連資料

明石市都市公園条例の一部改正について

1 条例改正の目的・理由

17号池魚住みんな公園の施設（「緑のグラウンド」、「多目的グラウンド」、「駐車場」、「会議室（管理棟内1室）」、「更衣室棟（更衣室棟内2室）」）について、有料公園施設として使用料を定めるとともに、無料の一般開放日を設けるほか、その他の所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 有料公園施設の新設及び見直し（第6条、第9条及び別表関係）

ア 17号池魚住みんな公園内の有料公園施設に係る使用料を規定する。

緑のグラウンド	1,250円/時
多目的グラウンド	1,250円/時 ※半面の場合は650円/時
更衣室棟（2室の一体的使用）	400円/時
会議室	400円/時
駐車場 （普通車97台・大型車5台）	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車、(準)中型車 1日 1,000円 ・普通車 3時間以内 無料 3時間～12時間 100円/時 12時間～24時間 1,000円 24時間超過分 100円/時 (1日上限1,000円)

イ 明石海浜公園内の会議室については、これまで公園施設の附属設備としてグラウンド等の使用に併せて利用することができる規定となっていました。このたび固有の有料公園施設に位置付けることにより、単独での利用を可能とし、市民の利便性向上を図るものです。

(2) 有料公園施設の利用許可を不要とし、使用料を必要としない日（一般開放日）を規定する。（第6条の3関係）

なお、一般開放日については規則改正を行い、市長が定める旨を規定することとします

3 施行期日

令和5年11月1日から施行する。

ただし、公布の後、改正後の条例の規定による利用許可の申請、その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとします。

【参考】

1 お試し期間（令和5年4月29日～）の利用状況等

(1) 利用者数等について

「緑のグラウンド」及び「多目的グラウンド」の適正な利用方法を検討するため、9月末までをお試し期間とし、原則、一般開放としておりますが、第3、4土曜日と日曜日については団体での使用を認めております。

	団体によるグラウンド利用率		一般開放日の利用人数		
	第3、4土曜日	第3、4日曜日	土曜日	日曜日	平日
緑のグラウンド	63.9%	83.3%	7.2人	11.2人	2.9人
多目的グラウンド	50.0%	63.9%	7.8人	2.3人	1.5人
みんな広場	(土曜日 35.0人) (日曜日 54.3人)				19.4人

※ 1日6回（2時間おき）利用者数を計測し、それを平均した人数（雨天日除く）

(2) アンケートの結果について

団体利用者を対象にアンケートを実施し、総数66件（野球団体50件、サッカー団体8件、グラウンドゴルフ団体8件）の回答を得ました。

(ア) 団体の占有使用について

団体が占有できる日を第3、第4土曜日と日曜日にしましたが、これについて、増やす52名、そのまま13名、わからない1名という結果でした。

(イ) 使用料について

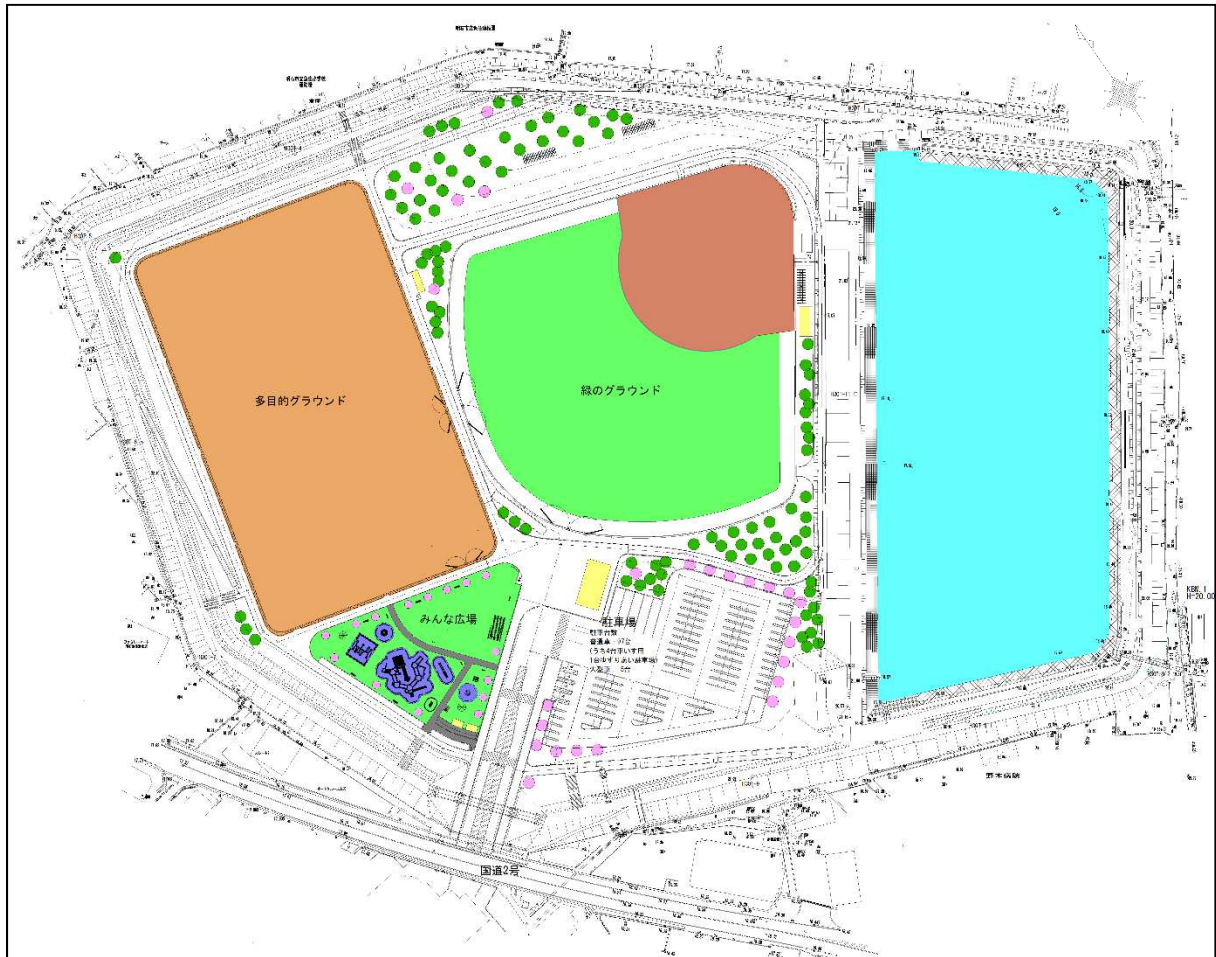
施設の1時間当たり使用料は、500円と回答した方が47%、1,000円と回答した方が28%でした。また、2,000円との回答もありました。

2 今後の運用と使用料金について

一般開放日の土曜日と日曜日については、利用者が一定数おられること、また、団体で使用する日は、現行の第3第4土曜と日曜日のままで良いという方が一定数おられたことから、原則、各利用日については今後も現行と同様に運用しますが、引き続き利用者の声を聞きながら柔軟に対応していく考えです。

使用料については低料金を希望する回答が多くなっていますが、維持管理経費や他の施設とのバランスを考慮し、明石海浜公園の利用料金と同一に設定しています。

施設名称	規模	料金
明石海浜運動場（全面）	サッカー・野球2面分	2,500円/時間
明石海浜運動場（半面）	サッカー・野球2面分	1,250円/時間
緑のグラウンド	野球1面分	1,250円/時間
多目的グラウンド（全面）	サッカー1面分	1,250円/時間
多目的グラウンド（半面）	少年サッカー1面分	650円/時間



1 7号池魚住みんな公園 全体平面図